

令和2年度保健医療計画推進専門部会及び備北地域医療構想調整会議の 取組方針について（案）

1 事業計画の変更等

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響などから、次のような事業計画の変更や状況の変化が生じている。

- (1) 第7次保健医療計画 地域計画の中間評価が次年度以降に見送り、また、第8期高齢者プランの圏域単位の掲載が見送られている。
- (2) 地域医療構想の公立・公的医療機関のプランの見直しに係る協議期限の提示が遅れている。
- (3) 広島県医療審議会の協議結果に基づき、二次保健医療圏や地域計画の見直しの必要性に係る圏域への意見照会が行われている。

2 取組方針

こうした状況を踏まえ、各会議の今後の運営方針を次のとおりとする。

【保健医療計画推進専門部会】

○地域計画の中間評価がなくなったため、開催回数を2回とする。

- ・第1回は、広島県医療審議会からの意見照会事項を協議
- ・第2回は、保健医療計画地域計画の年次進行管理を協議

【備北地域医療構想調整会議】

○部会を含めて、年2～4回程度の開催とする。

- ・第1回は、病床機能報告や外来医療計画に係る報告を実施
- ・第2回以降及び部会は、公立・公的医療機関のプラン策定の必要に応じて開催

【実施スケジュール】

時 期	保健医療計画推進専門部会	備北地域医療構想調整会議
～10月	○第1回会議(調整会議と合同) (10/29) ・年度取組方針(事業計画変更)等の協議	○第1回会議(計画部会と合同) (10/29) ・年度取組方針の協議 ・R元年度病床機能報告(定量的基準試算)
～1月	○第1回WG ・第7次計画の進行管理表の作成	※公立・公的医療機関のプラン見直しの必要に応じて部会を含めた会議開催
2月	○第2回会議 ・第7次計画の進行管理表の協議 ●進行管理表を県報告(2月末まで)	
3月		○第◇回会議 ・公立・公的医療機関のプラン見直しの協議

備北圏域の医療機器の共同利用計画の確認について（案）

R2. 10. 29 備北地域医療構想調整会議

1 外来医療計画による医療機器（CT，MRI，PET，マンモグラフィ，放射線治療）の効率的な活用

(1) 協議の場の設置

- 「医療機器の効率的な活用に係る協議の場」として圏域の地域医療構想調整会議を活用
- 医療提供施設や設備，器械及び器具の効率的な活用に関する事項等を協議し結果を公表

(2) 医療機関等に対する情報提供

- 県ホームページ等で，医療提供施設や対象医療機器等の情報や共同利用の方針等を公表
- 新規購入希望者に対して，医療機器の設置の届出様式を入手の機会等に情報提供
- 対象医療機器の保守点検の状況等の情報提供を求める仕組みも検討

(3) 備北圏域における医療機器の共同利用方針

- 対象医療機器【放射線治療を除く】及びR I 検査装置の共同利用に努力
- 医療機関が新たに対象医療機器を設置又は更新する場合は，当該医療機器に係る共同利用計画書を作成し，地域医療構想調整会議において確認
- 共同利用を行わない場合は，その理由を地域医療構想調整会議において確認（必要に応じ，当該協議の場への出席を要請）

※ 医療機器の共同利用の有無や共同利用計画の内容，地域医療構想調整会議での確認の有無やその結果により，医療機器の購入・更新が妨げられることはない。

2 備北圏域における運用方法

(1) 共同利用計画書等の確認

- 対象医療機器の共同利用計画書の確認又は共同利用を行わない理由の確認は，備北地域医療構想調整会議において行う。
- ただし，共同利用計画の内容が共同利用に合意するものである場合は，病院・有床診療所部会において確認を行うことができるものとする。

(2) 県ホームページ等での情報提供

- 備北圏域の医療機器の共同利用計画書の提出に係る県ホームページ等での情報提供は，備北地域医療構想調整会議等による（1）の確認後に行う。
- ただし，共同利用計画の内容が共同利用の連携先の追加を可能としている場合は，（1）の確認の前に行うことができるものとする。

備北圏域の医療機器の共同利用計画書の提出状況

【対象】対象の医療機器(CT,MRI, PET,放射線治療装置, マンモグラフィ)を設置する医療機関

【設置期間】令和2年4月1日～令和2年9月30日

【共同利用の合意】

(1)合意するもの

病院または診療所の名称	所在地	種別	設置年月日	共同利用の方法	連携先 医療機関数	連携先の 追加の可否
総合病院庄原赤十字病院	庄原市西本町二丁目7番10号	CTの更新	令和2年8月14日	・連携先の病院又は診療所による機器使用 ・連携先の病院又は診療所からの患者の受入, 画像情報及び画像診断情報の提供	6	○

(2)合意しないもの

病院または診療所の名称	所在地	種別	設置年月日	共同利用を行わない理由
		該当なし		

(根拠)広島県外来医療計画

(参考)

○医療機器(CT, MRI, PET, 放射線治療, マンモグラフィ)を効率的に活用するため, 医療機器の共同利用を促す仕組みを整備する。

○保健所に許可申請書を提出する際に, 共同利用を担うことについての合意の有無や合意内容に関する共同利用計画書の提出を求め, 提出された共同利用計画書について, 各圏域の地域医療構想調整会議に報告する。